

第26回 参議院議員通常選挙

… 投票所の新型コロナウイルス感染症予防対策 …

- 出入口に消毒用アルコールを設置。
- 職員は、マスクの着用。
- 投票所内の換気。
- 記載台や、貸出し物品（老眼鏡やルーペ・点字器など）の消毒。
- クリップ鉛筆（使い捨て）を用意。（鉛筆、シャープペンシルの持参可。）

投票できる人

市内の投票所で投票できるのは、満18歳以上（平成16年7月11日までに生まれた人）の日本国民で、令和4年3月21日以前から羽曳野市の住民基本台帳に記載され、継続して居住されている人です。

投票所入場整理券をお持ちください

投票所入場整理券は、世帯ごとに同封して郵送します。それぞれご本人の入場整理券を持参して投票所にお越しください。入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した「選挙公報」は、投票日の前々日までに各家庭に配布します。

なお、各家庭への配布の他、支所、コミュニティセンター、図書館などにも設置します。また、インターネットでもご覧いただけるようになります。

点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。



なにげなく使っている洗剤だって、ちゃんと選んで使っている。毎日食べるもの、インテリア、洋服……。そんな小さいけれど、とても大切な選択が、あなたらしい生き方を決めていくのではないのでしょうか。日本の未来だって、あなたが選んで決めること。どんな国にしたいか、「投票」で意思表示できるのです。

夢、生活、未来、政治。みんなどこかで、つながってる。

総務省・(財)明るい選挙推進協会

期日前投票

■投票できる人

投票日に、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠、新型コロナウイルス感染症予防のためなどの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

■期日前投票の手続き

投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。また、その際には、投票所入場整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書」を記入しておいてください。

投票所入場整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」を提出することで投票できます。

期日前投票場所

《とき》 6月23日(木)～7月9日(土) 8:30～20:00

《場所》 市役所本館1階ロビー、はびきのコロセラム1階幼児室

投票日時は 7月10日(日) 7:00～20:00

【開票日時】 7月10日(日) 21:15 から 【開票場所】 市民体育館 (羽曳野市西浦 1047)

羽曳野市
選挙管理委員会事務局
☎ 072-958-1111
(内線 4610・4620)

体が不自由な方へ

投票所には、車いすを利用されている方のための記載台や目の不自由な方のための点字器を用意しています。また、車いす、手話通訳が必要な方は、事前に選挙管理委員会にご連絡ください。

滞在地での不在者投票

選挙期間中、仕事等で市外に滞在している場合、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。手続きや、申請に必要な書類の様式は市ウェブサイトをご覧ください。なお、郵送での手続きになりますのでお早めに申請をお願いします。

郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票用紙の請求期限は7月6日(水)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入院、入所されている方は、施設長に申し出ると、施設で不在者投票をすることができます。※詳しくは広報6月号をご覧ください。ただか、施設にお問い合わせください。



投票所変更のお知らせ

【第9投票所】 恵我之荘幼稚園遊戯室 → 恵我之荘小学校特別支援教室

【第20投票所】 飛鳥公民館 → 佛号寺

羽曳野市に転入届出をされた方

届出の日	投票場所
令和4年3月21日以前	羽曳野市
令和4年3月22日以降	前住所地

3月22日以降、羽曳野市に転入届出をされた方は、前住所地で投票を行うことになります。ただし、選挙人名簿に登録されていることが必要ですので、あらかじめ前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

他市区町村へ転出届出をされた方

届出の日	投票場所
令和4年3月21日以前	新住所地
令和4年3月22日以降	羽曳野市

3月21日以前、他市区町村へ転出届出をされた方は、新住所地で投票を行うことになります。ただし、転入先市区町村の住民基本台帳に引き続き3カ月以上記載されていることが必要です。詳しくは転入先市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

羽曳野市内で転居し、令和4年6月3日以降に転居届出をされた方は、転居前の住所地の投票所になりますので、ご注意ください。